

平成 25 年 3 月 22 日	資料 1-4
一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会(第4回)	

平成 25 年 3 月 22 日

一般社団法人全国配置薬協会

代表理事 森 政雄

一般社団法人日本配置販売業協会

代表理事 右近 保

1. 両団体の紹介
2. 配置販売業とは
3. 要望事項及び業界としての決意

1. 両団体の紹介

①全国配置家庭薬協会

代表理事 森 政雄 会員数 10,000 名

②一般社団法人日本配置販売業協会

代表理事 右近 保 会員数 1,500 名

両団体の会員数は、配置販売業者の団体で、会員は全国に存し、配置販売業従事者（概ね、2万人といわれている。）の半数以上を有している。

配置販売業の永続的な業の継続を目的として、活動している団体である。

2. 配置販売業とは。

配置販売業は、日本独自の医薬品販売業の形態の一つで、一般に「配置薬」、「置き薬」の愛称で呼ばれている。その大きな特徴は、配置薬従事者が直接対面にて、お得意様の家庭又は事業所を訪問し、医薬品の入った配置箱を設置し、次回訪問時に、使用した分の代金を精算し、集金する「先用後利（先に薬を病気の治療に役立て、利は後にする。）」という医薬品の販売形態である。その起源は、諸説あるが、江戸時代に現在の岡山地方で始まり、それを富山の薬売りが発展させ、先用後利の方式で全国に拡大させたといわれている。300年以上の歴史を有している。「売らんかな」商法ではない。

このようなことから、配置販売業は、全国津々浦々に販売網を有し、対面にて販売していることから、買い物難民、高齢者への対応もできており、且つ、受診勧奨なども行っている。中越大震災では、いち早く水や医薬品を供給し、山古志村の方々には随分と感謝された。2年前の大震災でも同様であった。尚、配置販売業は、第2類及び第3類医薬品のみを扱っている。法令上、薬剤師が存していれば、1類を扱えることになっているが、配置業界の申し合わせ（自主ルール）として、1類は取り扱わないこととしている。

3. 要望事項及び業界としての決意

①現在、配置販売業は、新法に移行した配置販売業と、薬事法附則に記載されている経過措置での既存配置販売業とがある。新配置に移行する際の登録販売者受験資格である実務経験が問題となっている。

②業界としては、国民に安心と安全を担保できる情報提供に厳正に対処するスキルアップを徹底していきます。

③今回の検討会において、制度改正が行われるのであれば、配置もネット・店舗と同様に新たな情報提供の手段が適用されなければならない。仮に、対面によらない情報提供による2類以上の販売が解禁になれば、配置販売における登録販売者制度が有名無実化するものと考えます。

例えば、極端な事例ですが、都道府県に1名の専門家がいれば、残りは一般従事者で業が営むことができるというような大幅な緩和になることが予想され、これを危惧しております。医薬品販売制度全体を見た、情報提供の在り方を検討しなければならない。

以上